

(27.3.23)

「理美容に係る規制の見直し」について

まず最初に、この度の新聞、テレビ等の報道で「首相の美容室でのカット」が違法かのように前面に出され、またそれを理容業界が何か文句を言っているかのように、誤解されがちで大変迷惑に感じています。

私共、全国理容生活衛生同業組合連合会は、法や局長並びに課長通知を守り、たとえば美容店のカットの順守の件についても、時代の流れを考慮しているつもりであります。特にグローバル社会における理容業のあり方や、世界をリードする日本の理容の果たす役割と、衛生的で高度な理容サービスが世界に広げられるよう努めているところでもあります。

そんな中、この度の規制改革会議における審議の件につきましても、国民に安心安全な国際社会における理容、美容を考慮した提言を期待しているのであります。

出張理容、美容に係る見直し 理容師・美容師の同一施設内での混在勤務
自治体条例における洗髪設備設置規制の撤廃に関する件についての考えは別紙のとおりでございます。

特に、理容師、美容師の同一施設内での混在勤務は、一企業の売り上げアップを目的とする要望のみをふまえたものと思える内容で、強く反対いたします。

また、「理容師及び美容師の資格制度を統一すべき」につきまして、法ができて68年が経過して(途中何度か改正はあり)現在では衛生的かつ高度な、世界をリードする理容師、美容師のあり方を考える時期に来ていると思います。しかし、混在とか統一という、それありきの制度改定には同意できません。

むしろ21世紀の理容や美容が果たす、より衛生的な安心安全なあり方について、国民の目線を基に理容師、美容師の意見も参考として、グローバル化にふさわしい姿として確立することが急務かと存じます。

どうか、この考え方にもご理解下さいまして、今後共良きご指導ご意見を下されば幸甚に存じます。

平成 27 年 3 月 23 日

全国理容生活衛生同業組合連合会

理事長 大森 利夫

理美容に係る規制の見直し（別紙）

1．出張理容の見直しについて

- (1) 出張理容（訪問福祉理容）についての大原則は、衛生消毒や施術者の責任の明確性からも、高齢者の安心、安全を重視する上において、全国の各保健所で管理の可能な理容開設店からの訪問福祉理容であるべきである。
- (2) 理容店開設者は、年に一度、衛生消毒講習会等を受講している。理容師免許を持っているからのみでは、時代の変化（例えばウィルス対応消毒など）に伴った消毒方法は分からないはずである。
- (3) 理容店開設者は、万一の事故があった時の賠償保険に加入して万全を尽くしている。
- (4) (2)の衛生消毒講習会と共に、内閣府のすすめているゲートキーパー（自殺防止）養成研修会や、理容ボランティアの日を定めて、長年続けてきた理容の奉仕活動を行うほか、町の見守り隊的役割も果たしてもいて、訪問福祉理容は地域の支え合いにもつながるものである。

2．理容師、美容師の同一施設内での混在勤務の容認について

同一店での理容師、美容師の混在勤務は、無資格者による違法行為を高める。また理容、美容の業務範囲が混雑化し、国民の安全、安心、衛生面での心配が生じ、利用者利益を損ないかねない。また、今回の規制見直しの案は、その業者のみに利益を与えるものである。これまで公衆衛生の向上に努め、地域住民の生活衛生を支え、その衛生的な高度な技術をアジアや世界へ広げ、貢献しようとする日本の誇る衛生的な理容文化にも目をむけてほしい。

3．自治体条例における洗髪設備設置規制の撤廃について

近年、「アタマジラミ」に感染する子供の被害もあり、感染した子供への差別が社会問題化していて、理容店に対してアタマジラミ感染に対する水際対策が求められている。頭髪のカット、シェービング、洗髪は理容の一連の流れの作業における重要な役目を果たすものである。洗髪設備を設置しないことは、何より不潔感極まりなく、理容師法第12条第4号に基づく施行条例で、理容所に洗髪設備を設けることを規定しても特別奇異なことではなく、同条の規定の趣旨に照らしても施設に対する衛生上必要な措置として、至極当然な規定と考えている。